



ひろこ倶楽部だより

VOL.18



サッカー、残念でしたねえ...。ウィーゼルも、まずチームに入ります。皆さん、応援してねー!!



夏がやってきました。今年の梅雨は、各地で大雨と土砂崩れによる被害のつめ跡を残しています。小手先の環境保護運動に留まらず、経済活動そのものが環境共生に向かって進むような、循環型社会経済に転向させるべき時期にきているんじゃないでしょうか？市会ニュースに続けて、税制改正についての特集を行います。



～税のことと一緒に考えませんか（その2）続き～

日本は諸外国に比べ税負担率がまだまだ低いとも言われており、消費税も含め、税のありかたの議論が活発になってきました。消費税の行方は、すべての国民の生活にかかわる大きな問題です。でも、複雑すぎる税制、誰もがついていける議論にはなっていません。公平で納得のいく税制度にしていくため、税のあり方の議論にたくさんの人を巻き込んでいくことが重要であると考えます。市会ニュースに続いて個人税の概算方法と、来年度の概要について検討してみました。まずは基本を理解してもらって、来年度からの改正で、みなさんの家計にどう影響するのか、概算してみてください。皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

～所得税・住民税の計算の仕組み～

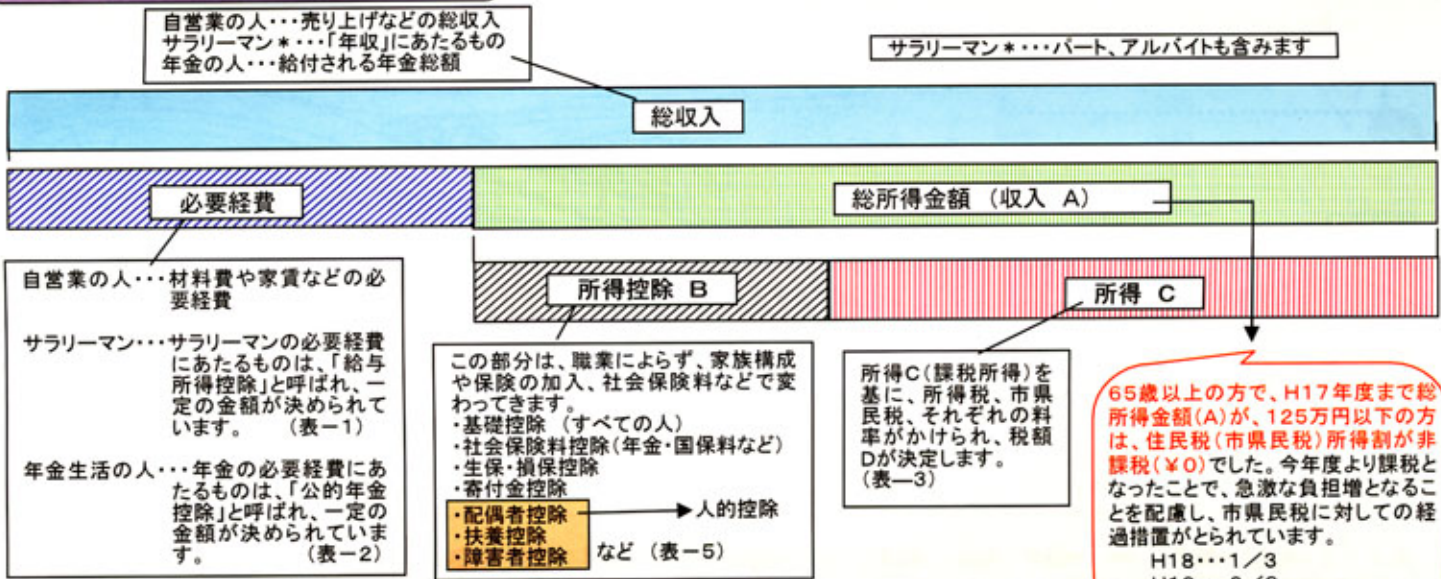


表-1 給与所得控除

収入	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%(65万円に満たない場合は65万円)
180万円超～360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超～660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超～1000万円以下	収入金額×10%+120万円
1000万円超	収入金額×5%+170万円

表-2 公的年金控除

収入	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超～410万円以下	25%+37.5万円
410万円超～770万円以下	15%+78.5万円
770万円超	5%+155.5万円

表-3 H18年度 所得割税率(速算表)

所得 C	基本の税金 D		
	所得税	市民税	県民税
200万円以下	10%	3%	2%
200万円超～330万円以下	10%	8%-10万円	2%
330万円超～700万円以下	20%-33万円	8%-10万円	2%
700万円超～900万円以下	20%-33万円	10%-24万円	3%-7万円
900万円超～1800万円以下	30%-123万円	10%-24万円	3%-7万円
1800万円超	37%-249万円	10%-24万円	3%-7万円

また節約せなかんやん...



皆様へお詫び...昨年発行の「ひろこ倶楽部だより VOL. 14」の税率表(330万円超～900万円以下の所得税部分 -10万円となっておりました)に誤りがありました。上記の表-3が正しい数値です。申し訳ありませんでした。

～H19年度から行われる税制改正について～

昨年決まった税制改正が、今年の1月から所得税に、そしてこの6月から住民税に適用されました。今年度の税制改正も既に国で決定されており、来年1月から同様に適用されます。さて、来年から、どのように個人の生活に影響するのか調べてみました。

H18年度税制改正のポイント

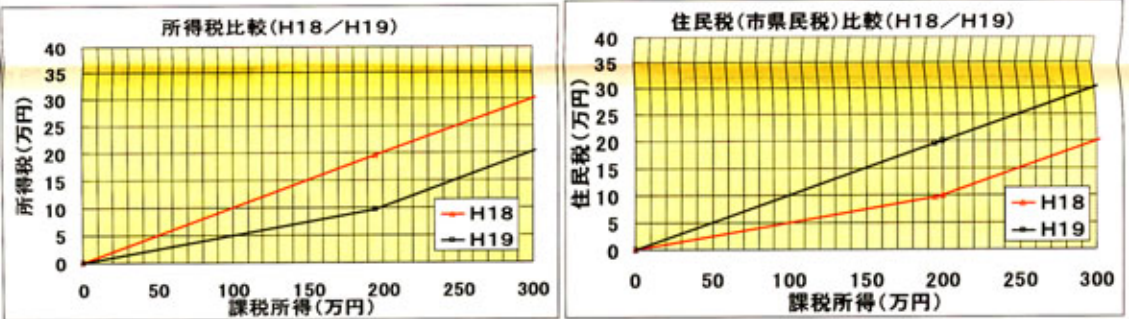
- 国（所得税）から地方（住民税）への3兆円規模の税源移譲のため、**税率構造が変わります。**（表-4 参照）
- 定率減税（所得税10% 住民税7.5%）が廃止**になります。

表-4 H19年度 所得割税率(速算表)

所得C	基本の税金D		
	所得税	市民税	県民税
195万円以下	5%	6%	4%
195万円超～330万円以下	10% - 9.75万円		
330万円超～695万円以下	20% - 42.75万円		
695万円超～900万円以下	23% - 63.6万円		
900万円超～1800万円以下	33% - 153.6万円		
1800万円超	40% - 279.6万円		

課税所得金額300万円以下で比較をしてみると、右の図のようになります。住民税は所得によらずに一律10%となる分、300万円以下の世帯では、住民税が上がり、所得税が下がります。逆に1000万円以上の世帯では、逆となります。

図-1 H19年/H18年 税金比較



課税所得	所得税	住民税
～1000万	↓	↑
1000万～	↑	↓

表-5 主な所得控除 (H18年/H19年共通)

控除の種類	所得税	市県民税
社会保険料控除(年金・健康保険料)	年金保険料+健康保険料	年金保険料+健康保険料
生命保険料控除	最大10万円	最大3.5万円
損害保険料控除	最大1.5万円	最大1万円
配偶者控除(38万円以下)	38万円	33万円
配偶者特別控除(38万円1円～76万円未満)	38万円～3万円	33万円～3万円
扶養控除(扶養親族ひとりにつき)	(一般)38万円 (16歳以上23歳未満)63万円	(一般)33万円 (16歳以上23歳未満)45万円
基礎控除	38万円	33万円

所得税と住民税で控除の金額が違います。年収や家族構成でどう違うのか、比較してみました。

表-6 H19年/H18年 年収・家族構成別 税金比較例

* 控除の差に基づく減額措置は除く

ケース	H18 所得税	H18 住民税	H18 所得税 (定率減税後)	H18 住民税 (定率減税後)	H19 所得税	H19 住民税
1	¥226,000	¥146,000	¥203,400	¥135,050	¥128,500	¥246,000
2	¥666,000	¥444,000	¥599,400	¥424,000	¥568,500	¥544,000
3	¥80,000	¥45,000	¥72,000	¥41,625	¥40,000	¥90,000
4	¥118,000	¥61,500	¥106,200	¥56,888	¥59,000	¥123,000

ケース1

年収600万円
会社員、妻パート
75万円、小学生
2人

ケース2

年収1000万円
会社員、妻パート
75万円、大学生
2人

ケース3

年金収入
300万円、
妻専業主婦

ケース4

年金収入
300万円、独身



自営業のみなさんも税率は同じです。必要経費を除いた総所得で計算してみてください。

来年は定率減税が廃止になる分、負担増とはなりませんが、**税率の変更による大きな負担増はない**ようです。(控除による差額が発生する分の調整が別途あります。)

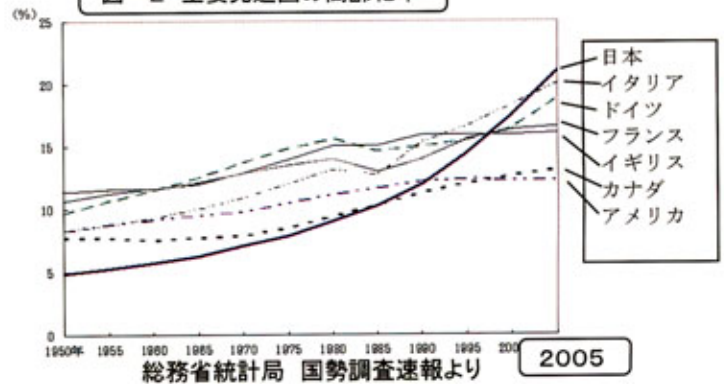
さて、住民税を基に計算される国保料が心配になりますが、全体が上がることから、料率が下がることになり、**税制改正に伴う大幅な負担増にはならない**模様です。ただし、**65歳以上に対する国保料の今年度からの経過措置が来年半分に**なりますから、その分は見かけ上増加することになりますので、ご注意ください。

～少子化に歯止めがかけられる?～

先日発表された国勢調査の速報では、日本の高齢化率が、主要先進国を上回り世界一になり、少子化も更に進んだことが発表されました。少子化が進むと、将来の労働人口が不足し、経済成長率が低下することが懸念されています。国も各自治体も何とか食い止めようと諸施策を講じていますが、抜本的な歯止めになっていないことが浮き彫りになりました。

そこで、子育て支援の各種制度などについてまとめてみました。神戸市は子育て施策には比較的力を入れているといってもよいと思いますが、本気で少子化を食い止めるには、さらに国や県と一体となった思い切った予算配分が必要であると考えます。

図-2 主要先進国の高齢化率



子育て支援の各種制度について～

児童手当制度

○児童手当は、小学校終了前(12歳到達後初めて年度末まで)の児童を養育している方で、所得制限の範囲内の方に支給されます。

- ・第1・2子 5,000円/月 第3子以降 10,000円/月
- ・所得制限 (H18年4月より限度額が緩和されました) 未滿の方 (表-7)

乳幼児医療費助成

受給資格

- ・0歳～12歳(小学校6年生まで)のお子さんをお持ちの方*
- かつ
- ・児童手当の特例給付の所得制限の範囲内の方 (0歳児のみ所得制限なし)

*小学生は入院医療費のみ対象

一部負担金

外来	1医療機関あたり ・1日700円を限度に月2回まで ・1日500円を限度に月2回まで (低所得者) ただし、0歳児は無料
入院	自己負担なし(無料)

児童手当ではと異なるので、役談ください。

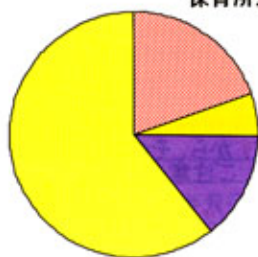


保育料

表-8 保護者負担保育料

区分	世帯の定義	保育料(円/月額)				
		3歳未満児		3歳以上児		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B	所得税 非課税世帯	5,400	2,700	3,600	1,800	
C	"	11,700	5,900	9,900	5,000	
D1	所得税 課税世帯	24,000円未滿	19,500	9,800	17,600	8,800
D2	"	24,000円以上 64,000円未滿	24,000	12,000	21,600	10,800
D3	"	64,000円以上 160,000円未滿	35,600	17,800	29,800	14,900
D4	"	160,000円以上 408,000円未滿	48,800	24,400	30,900	15,500
D5	"	408,000円以上	64,000	32,000	31,400	15,700

保育所運営費の内訳



- 保育料(保護者負担) 43億0213万円
- 保育料(市の負担) 12億1784万円
- 国の負担 30億7795万円
- 市の負担 132億2678万円

* 国基準の保育料では、
 +
 の約5.2億円となります。
 の部分は神戸市が独自で行っている軽減策です。

神戸市では昨年度から独自で小学生までの子どもの入院費無料という医療費助成制度を創設しました。子育て家庭を支援する素晴らしい施策であると思います。ただし、せっかくの制度ですが、児童手当の所得制限を超える家庭は対象外。保育所も年収700万円強のランクD5の世帯では月に64,000円と、高額な負担となっています。収入が少しだけ高いと負担感は大変重く感じられ、2人目、3人目の子どもを持つと思えなくなるんじゃないでしょうか。全国的に少子化対策の効果が上がっていない中、地域によっては、思い切った施策を実施することで、出生率を上げているところもあります。

子育てにかかる費用の負担感を少しでも軽減する施策、例えば、まずは入院費無料は収入によらない、などができないか、提言していきたいと思っています。



表—9 私立幼稚園就園奨励助成金 H18年度

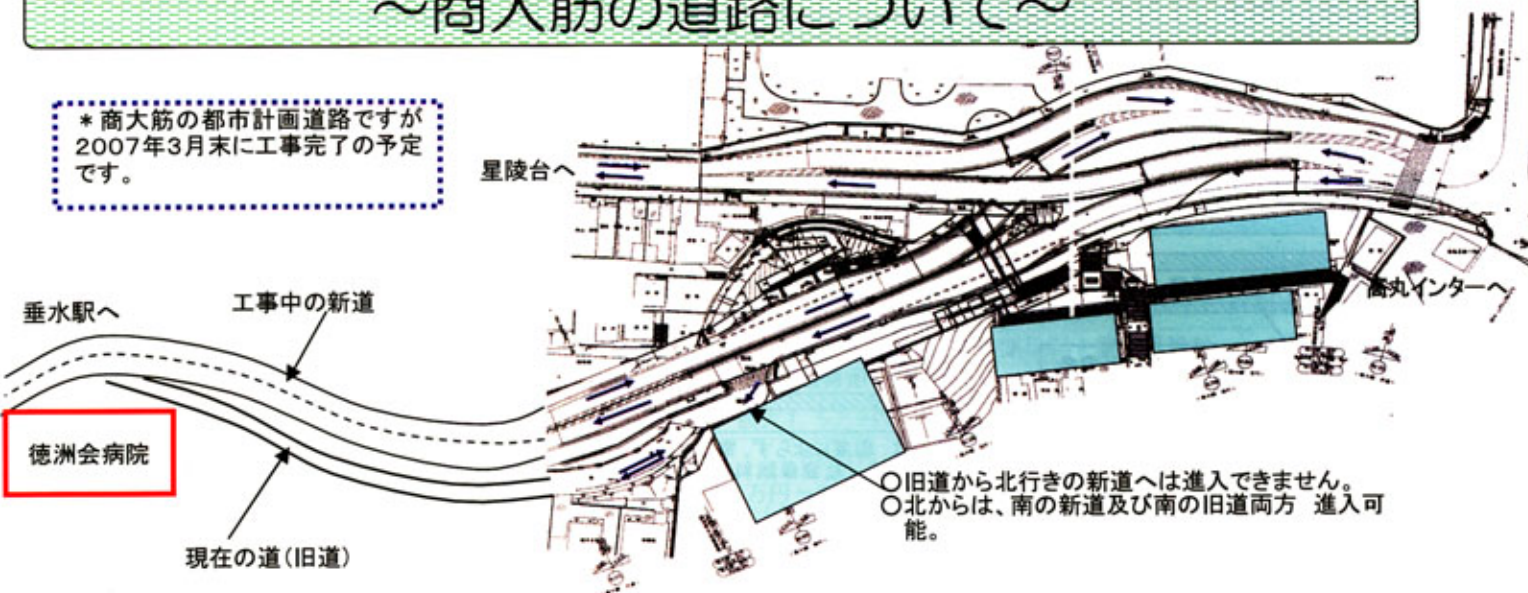
区分	基準(H18年度市民税)	助成金額(年額)					
		同時在園(兄弟小1以外)			兄弟小1の場合		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A1	生活保護世帯 市民税非課税世帯	140,500	185,000	257,000	—	156,000	170,000
A2	市民税均等割のみの世帯	106,500	161,000	250,000	—	125,000	143,000
B	A1, A2以外で市民税所得割額 18,600円以下の世帯	80,900	143,000	243,000	—	102,000	122,000
C	A1, A2, B以外で市民税所得割額 135,000円以下の世帯	56,900	126,000	238,000	—	80,000	103,000
D	市民税所得割額 135,000円を超 える世帯	56,900	126,000	238,000	—	80,000	103,000

このランクは、神戸市が独自で国の基準に上乗せして助成を行っています。厳しい財政の中、監査委員から「助成には何らかの所得制限を設けるべき」との指摘がありました。来年度も上乗せ助成を実施していくよう要請しているところです。



～商大筋の道路について～

* 商大筋の都市計画道路ですが
2007年3月末に工事完了の予定
です。



～税制改正についてのミニセミナーを開催します～兼市政報告会

日時 H18年7月29日(土)、8月5日(土)

① 10:00～11:30

② 13:00～14:30

③ 15:00～16:30 各回10名程度

場所 川原田弘子事務所(商大筋 ローソン南 「ヤオヤス2F」)

内容 今年度の税制改正の内容と来年度のポイントについて(川原田より説明)

お申し込み お電話かFAXで川原田事務所まで。月～木(10:00～16:00)

定員になり次第しめきります。



〒655-0034 神戸市垂水区仲田3-1-8-202
神戸市議員 川原田弘子
TEL&FAX 078-709-8998
e-mail: happy@hiroko-club.com
ホームページ: <http://www.hiroko-club.com>



何でも気軽に声をかけ
てください。